

ミャンマー

目次

概要	・ ・ ・ 1
特許	・ ・ ・ 2
意匠	・ ・ ・ 3
商標	・ ・ ・ 4
模倣品対策	・ ・ ・ 6

概 要

2004年12月

加入条約 WTO

適用法令 特許、意匠、商標に関して保護登録法がある模様。

所管官庁 Ministry of National Planning and Economic Development/

住所 Minister's Office, Yangon

特 許

2007年12月

1. 一般

適用法令 登録法

2. 出願に必要な書類

- ・特許の所有者であることを宣言する宣言書
- ・委任状(ミャンマー大使館の認証が必要)

3. 審査

無審査

外国で特許になったものが登録される模様

出願から一ヶ月で登録される。

4. 出願コスト

45米ドル

意 匠

2007年12月

1. 一般

適用法令 登録法

所管官庁 Ministry of agriculture and irrigation settlement & Land Record
Department

2. 出願に必要な書類

- ・意匠の所有者であることを宣言する宣言書
- ・委任状(ミャンマー大使館の認証が必要)
- ・斜視図が必要
- ・図に代えて写真でも可

3. 審査

無審査

外国で特許になったものが登録される模様

出願から一ヶ月で登録される。

商 標

2007年12月

1. 一般

適用法令 登録法

所管官庁 Ministry of agriculture and irrigation settlement & Land Record
Department

2. 出願に必要な書類

- ・商標の所有者であることを宣言する宣言書
- ・委任状(公証及び領事認証が必要)

3. 審査

実体審査有り

指定商品、役務の補正可能

オフィスアクションへの応答期間は一ヶ月

審査官の拒絶査定に対する反論は、30日以内に登録庁に行う。

4. 効力

類似指定商品／役務、類似商標にまで及ぶ

5. その他

立体商標も登録可能

団体商標も登録可能

使用義務がある。

利用許諾の登録が可能

使用の有無に関わらず、先願が登録されるので、商標は登録すべきである。

以下、2004年12月当時の情報で、今回確認できなかったものを記載

新聞掲載の重要性

登録後、国内新聞に商標所有を示す警告的な通知(cautionary notice)を掲載することが商標所有者により実務上行われている。公衆に商標の所有を知らせ、将来的に侵害の可能性のある者に対する警告となり得る。

更新

登録の更新は3年ごとに行う。

その他

(1) 商標の所有者であることを確立する最も効果的な方法は、商標を付した商品をミヤンマーの市場に流通させ、新聞広告を行い、登録し、3 年ごとに登録更新を行うことである。

(2) 侵害の救済

民事法、刑事法及び商法に規定がある。

民事的救済としては差止め、損害賠償等がある。

(1) 侵害品の差し止めに基準に関して

ミャンマーの刑法、税関法が模倣品の輸出入に適用される。

税関は、刑法に規定された範囲で輸出入を禁止する。

商標の所有の宣言、商標警告を新聞上で行うこと。

模倣の阻止を宣言するために必要なことは、商標の所有の宣言、商標警告を新聞、納品書、パッケージ、目録、信用状において行うこと。

(2) 模倣に対する刑事罰に関して

禁固2年＋罰金

刑罰は、他人が使用する商標の偽造する者に対して課される。

商標の所有の宣言、新聞上での商標警告とともに、警察に通報することが必要

(以下2004年12月から更新なし)

公表する(publication)ことの重要な役割

新聞紙上での「商標警告通知」(trademark cautionary notice)の公表は、商標権者であることを公に認めさせるのに重要なものである。したがって、新聞紙上での上記「警告通知」の公表は商標の登録後に行うべきである。「警告通知」公表の目的は、商標権者であること、したがって潜在的な侵害者に対し、侵害や無権限な使用に対しては対抗措置を採ること、を公衆に宣言し注意を喚起することにある。このような公表は法で義務付けられているものではないが、適当な登録公示制度が無いミャンマーにおいては、商標権者によって慣行的に採用されている。加えて、上記公表は、確実な宣伝広告になるとともに営業上の価値もある。

登録更新の重要な役割

ミャンマーでは登録の更新は任意である。3年毎の登録更新は、所有者の権利を商標権として画定するとともに、侵害の際に法廷で証拠として提出する際に役に立つ。したがって、登録の更新をすることを推奨する。

知的財産権の侵害に対する強制

1. 民法に基づいて採り得る行為

民事訴訟は商標権の侵害に対して提起することができ、差止めは特別救済法の第54節に基づいてなされる。名称や標章についての財産的権利がミャンマーの法律

では与えられていないとしても、ミャンマーの一般法では、取引者は誰も自己の商品を、いずれか他人の商品であるとして取引する権利は有していない。したがって、この原則に反する行為、つまり、詐欺行為は、一定の営業上の利益や交易活動に損害を与える可能性が明らかであるとされる。詐欺の動機や陳述を証明する必要はなく、かつ原告は実際の損害を立証することなく、主張した名目上の損害を補償される権利を有する。詐欺行為に対し与えられる救済には以下のものがある。

(1) 差止め

(a) 一時的

(b) 恒久的

(2) 損害賠償

(a) 金銭

(b) 市場からの商品の引き上げ

2. 刑法に基づいてとり得る行為

商標権者はミャンマー刑法1860に基づいて必要な刑法的措置を採ることができる。偽の商標を使用し、あるいは商標権を侵害する目的で金型や印刷版のようなものを作ることは刑法に触れる行為である。

罰則は罰金から3年の懲役までの幅がある。

裁判所は侵害品の押収や廃棄を命ずることができる。

3. ミャンマー商品標章法 (Merchandise Mark Act)

本法によれば、裁判所は侵害行為に供された商品や機器を押収することができる。有罪判決を受けた違反行為に対する罰則は、2年以下の懲役か罰金、あるいはその両方である。

ミャンマーで商標登録を受けるには、商標権者は権利者宣言書 (Declaration of Ownership) を作成する必要がある。代理人の委任状も作成する必要があり、この委任状には公証と、最寄のミャンマー大使館の認証が必要である。

権利者宣言書は消印 (stamp) して、作成から3ヶ月以内に提出する必要がある。代理人委任状も作成から3ヶ月以内に消印する必要があるが、一旦消印すると1年間使用することができる。登録局 (registration office) は、上記作成から4ヶ月以内に、登録のための権利者宣言書を受け取ることになる。

情報提供協力者

2004/12月

氏名： Ms. Tin Ohnmar Tun

住所： Room 305, Building (A)

Tetkatho Yeikmon

No. 25 (D), New University Avenue Road

Bahan Township, Yangon, Myanmar.

Tel : +95 1 723 043 Fax : +95 1 557 990/ 248 108

Email : tinpandi-aung@mptmail.net.mm

tin_o_tun@aquamarine.com.mm

2007/12 月

氏名： Mr. Myint Lwin

事務所名： MYINT

住所：U MYINT LWIN LAW OFFICE

No.162 1st Floor, 35th Street,

Kyauktada Township Yangon, Myanmar

Tel : +95 1 371 990 Fax : +95 1 371 990, +95 1 296 848

e-mail: MYINT.Advocate@mptmail.net.mm web: www.mipadvocate.com